

平成30年 第1回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 18番（大久保もりひさ君） 通告番号2番、公明党の大久保もりひさでございます。最初に、この冬の北陸地方を初め、各地で記録的な大雪によって犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、大項目4項目について質問いたします。

項目番号1、稲城市公園等レポートアプリ「いなレポ」の活用について伺います。公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団のスマートフォン用のアプリ、稲城市公園等レポートアプリ「いなレポ」が2月から配信開始となったことを評価します。

(1)、「いなレポ」の導入経緯について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 「いなレポ」の導入経緯につきましては、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団が、一部の自治体において既にレポートアプリケーションの運用が開始されており、その成果や運用方法などについて情報収集をしておりました。その後、財団の業務改善の一環として、レポートアプリケーションの導入に向け、市と連携を図りながら、調査・検討を進めてまいりました。本レポートアプリケーションの導入は、公園管理における市民サービスの向上に資するものであり、公園管理を市民と協働で進める観点からも有益であることから、財団の自主事業として、平成30年2月1日より運用が開始されました。

○ 18番（大久保もりひさ君） 財団の業務改善の一環との御答弁でございましたが、平成29年度の途中にスタートされましたので、その財源について伺いたいと思います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 「いなレポ」の導入に当たっての財源につきましては、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営努力により生み出した自主財源により運用を開始したものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） グリーンウェルネス財団につきましては、かつて私もこの議会でかなり厳しくいろいろな指摘をさせていただいたこともありまして、最近のグリーンウェルネス財団の活動を見ていまして、まず情報誌の「さわやか」自体が変わったなということ、第一印象が最近変わってきたなということと、そこへ加えて今回この「いなレポ」に取り組まれたということで、今の御答弁では経営努力による自主財源ということで、なおさらすばらしいなど。最初、2月にスタートされて、ひょっとしてどこかで何か余っていたお金を稲城市のほうから補填されたのかなとか、いろいろ懸念も持ったのですけれども、非常に大変すばらしくて、最近の財団のほうの動きについては高く評価をしているところでございます。そういうこともありまして、この財団の情報誌「さわやか」2月1日号に掲載されて、その後、広報いなぎ3月1日号にも掲載されまして、「いなレポ」が財団法人の新規事業であるということで聞いた市民の方の中には、当然、稲城市が今申し上げたように財源の補填

をしているように勘違いされるという方がおられるかもしれませんので、今後の広報におきましては、自主財源であることにも触れていただいたほうがいいのかなと思っております。

私は、この情報誌「さわやか」を拝見しまして、早速レポーターに登録させていただきました。ちょっとアップもさせていただいたのですが、このレポーターの登録者がある程度拡大することが必要であると考えますので、財団と連携をした広報を実施するべきであると考えております。そこで、今後の広報の取り組みについて伺いたいと思います。また、レポーターの登録人数の目標とか目安などがあればお答えください。そして、「いなレポ」は、公園・緑地と公園内の体育施設など、財団が管理している範囲に限定されていますが、既に運用されている自治体においてはどのような地域の課題を対象とされているのでしょうか。御紹介いただきたいと思います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 初めに、今後の広報の取り組みにつきましては、財団と市が連携して、市の広報や財団の機関誌、ホームページに加え、イベント時など、さまざまな機会を捉えてPRしてまいりたいと考えております。

次に、登録人数の目標につきましては、既に同様のシステムを運用しております自治体の例を考慮いたしますと、当面、稲城市の人口の約1%、900人以上を財団では目安としております。

次に、既に本アプリケーションで運用されている自治体において、どのような地域の課題を対象としているのかにつきましては、道路のみであったり、道路と公園を対象としている自治体、また道路・公園・公共施設を対象とし、それぞれの施設の損傷やごみ、放置自転車などの課題や、お勧め情報を対象としているなど、自治体によってさまざまな状況でございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、アプリケーションの機能について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 「いなレポ」の主な機能といたしましては、公園・緑地や公園内体育施設における遊具等の破損や照明灯の球切れ、桜の開花などの情報をスマートフォンやタブレット端末で提供いただき、その情報を「いなレポ」を利用いただいている皆様と共有できるというものでございます。スマートフォンなどのカメラ機能やGPS機能を利用することで、現場の状況や場所がより明確になり、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団での迅速な対応が可能となります。また、提供いただいた情報を見る機能により、その情報の内容や財団による対応状況の確認が可能となります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 900人以上もの市民がレポーターとして公園・緑地と公園内の体育施設に関する情報を提供していただければ、非常にきめ細かな対応ができるのではないかと思いますので、ぜひその目標に向かって進んで取り組んでいただきたいと思います。

「いなレポ」は、公園・緑地と公園内の体育施設など、財団が管理している範囲に

限定されておりますが、レポーターの人数がふえればふえるほど、対象外となっているちびっ子広場や道路、環境等に関する課題について情報提供があるかもしれません。例えば、道路の陥没や、道路上の防犯灯や街路灯の球切れなどに気づいたとき、また4月1日から始まる路上等の喫煙禁止区域における歩行喫煙や吸い殻のぽい捨てなどを見かけたときなどに「いなレポ」で情報が提供されることなども考えられます。また、不法投棄や野焼きを見かけたなどの情報提供があるかもしれません。将来的には、さまざまな地域の課題をより多くの市民の皆様にご報告していただくことができるように、財団と本市が連携・協力して取り組むことが大切であると考えます。

たしか4年ほど前に千葉市が、道路や公園などにおける地域の課題について、ICTを使って市民がレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間でそれらの課題を共有し、合理的・効率的に解決することを目指す仕組みとして「ちばレポ」がスタートして話題になったときに、私は当時の担当部署の課長に対して、本市においても検討されることを提案いたしました。

さて、御答弁により、さまざまな地域課題について取り組まれている自治体があることがわかりましたので、本市におかれましても、道路や公共施設、環境等に関する地域の課題につきましても対象とされることを望むものでありますが、「いなレポ」のアプリケーションを活用することができるのであれば、このたびの財団の取り組みは、将来、地域の課題全般に対して、市が実施する施策の試金石となり、実証実験にもなると考えます。そこで重要なことは、「いなレポ」に使用されているアプリケーションが、道路や環境など、さまざまな地域の課題にレポート対象を拡大することが可能な拡張機能を有しているかということでもあります。このアプリケーションや同様のアプリケーションを使用されている自治体の例を挙げて御説明いただきたいと思います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 「いなレポ」の主な機能といたしましては、さきにお答えしたとおりでございますが、レポートの対象施設や対象としている課題など、自治体ごとにさまざまでございますが、財団の「いなレポ」同様のアプリケーションを活用し、対象範囲が広い例といたしましては、練馬区の「ねりレポ」が、道路・公園・公共施設を対象とし、施設や設備のふぐあいに加え、放置自転車や不法投棄などを対象として運用しております。また、千葉市の「ちばレポ」につきましては、道路・公園・施設のふぐあいなどの状況に加え、「いなレポ」と同様に、花の見ごろなどのお勧め情報をレポートの対象としております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 「いなレポ」と同じアプリケーションを使用されている練馬区においては、地域の課題の対象に、道路や公共施設のふぐあい、放置自転車や不法投棄なども対象としているということでもございました。つまり、さまざまな地域の課題をレポート対象に拡大することができるということがよくわかりました。また、千葉市においては、「いなレポ」と同様に、花の見ごろなどのお勧め情報をレポートの対象にされているとの御紹介がございました。「いなレポ」に集まってくる公園のお勧め情報につきましては、今後の公園のさらなる改善のための情報として活

用されることを期待しております。

それでは、(3)、効果の認識を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 「いなレポ」の導入の効果につきましては、現在、運用が開始されたばかりであり、具体的な導入効果を判定するには至ってございません。しかしながら、本アプリケーションの活用により、現場の状況や場所がより明確になり、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団での迅速な対応が可能になることや、市民との情報の共有により、公園・緑地の管理における情報の透明性や信頼性が向上する効果があるものと考えております。市といたしましては、今後も財団との連携を図り、市民の皆様は公園・緑地の管理に興味を持っていただき、市民との協働により、安全でにぎわいのある公園・緑地づくりを進めてまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (4)、道路や環境等、レポート対象の拡大について、市の見解を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 「いなレポ」は、公園・緑地及び公園内体育施設の指定管理者である公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の自主事業として、公園・緑地の区域内限定で開発したアプリケーションであることから、道路や環境等、レポート対象の拡大につきましては、公園区域以外への区域設定やシステムの構築、システム利用契約形態の検討などが必要になると考えており、関係各課との連携を図り、他の自治体の状況や効果を調査し、また「いなレポ」の運用状況や実績を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** さまざまな地域の課題へのレポート対象の拡大により、迅速な改善対応が実施されることと、市民と行政の協働の新たなモデルとなることを期待しております。よろしく願いいたします。

項目番号2、自転車の安全な通行について伺います。平成28年第3回市議会定例会の一般質問で必要性を指摘させていただいた自転車ナビマークの設置が進んでいることを評価します。

(1)、自転車ナビマークの今後の設置予定について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 市では、昨年11月、市役所通りに自転車ナビマークを設置いたしました。また、市内の川崎街道においては、東京都により歩道内に自転車走行空間を設置する整備が進められており、鶴川街道においても、平成30年度中に警視庁により自転車ナビマークなどが設置される計画であると伺っております。稲城市道への自転車ナビマークなどの設置予定につきましては、都道の設置状況や自転車の交通状況を見ながら、幹線道路や幹線道路を結ぶ路線への設置について、多摩中央警察署と協議をしてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 自転車ナビマークは、今後、川崎街道の歩道内と鶴川街道に設置されるとのことであり、稲城市道への設置についても、多摩中央警察署と協議されるとの御答弁でございました。よろしく願いいたします。

(2)、市民への周知について、①、小学生への周知について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 小学生への自転車ナビマークの周知につきましては、多摩中央警察署と連携して毎年実施している小学3年生を対象とした自転車運転免許試験におきまして、交通安全に関する教養とともに、自転車ナビマークなどの周知を図っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 小学3年生を対象とした自転車運転免許試験につきましては、平成14年に佐脇先輩が荒川区の例を挙げて提案され、平成15年に自転車安全利用条例も視野に入れて自転車利用者のマナーの徹底普及を図るべきであると私が提案させていただきました。本市では、平成17年度に自転車運転免許試験が導入され、最初に稲城第七小学校で行われました。当日はあいにくの雨模様でしたが、体育館に会場を移して、信号機や交差点などを設置して、小学3年生が警察官の説明を聞きながら一生懸命に自転車の交通ルールを学んでいた姿を見せていただきましたので、よく覚えております。

しかしながら、自転車は車道を走ることが原則であると変更になった現状において、自転車運転免許証を取得したばかりの小学3年生が、市役所通りに設置された自転車ナビマークに従って自転車で車道を走行することは大変危険であると思います。道路交通法では、13歳未満の自転車運転者は、車道に自転車ナビマークが設置されている道路であっても歩道を通行することができることになっていますので、小学校の児童に対して、歩行者に注意して、迷惑をかける運転をしなければ、自転車に乗ったまま歩道を通行することができることを周知していただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 今お話しいただきましたように、道路交通法には、自転車の運転者が13歳未満の児童の場合は歩道を通行することができることと規定されていることから、その旨を市内の小学3年生を対象として実施している自転車運転免許試験などの機会に周知を図ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

②、一般市民への周知について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 一般市民への周知につきましては、市のホームページの中で、自転車ナビマークや自転車の通行方法についての説明や、平成29年11月に新たに市役所通りに設置した自転車ナビマークの写真などを掲載し、周知を図っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 道路交通法では、13歳未満の児童だけでなく、70歳以上の高齢者についても、自転車を運転する際に、車道に自転車ナビマークが設置されている道路であっても歩道を通行することができることになっていますが、先日、知り合いの70歳以上の御高齢の方が歩道を自転車で通行していたところ、歩行者からにらみつけられたと伺ったことがあります。歩行者に危険を与えるような通行ではなかったと言われていましたので、にらみつけられた歩行者の方は、70歳以上の高齢者が歩道を通行してよいことを御存じなかったのかなと思いました。そこで、13歳未満の児童と70歳以上の高齢者は、車道に自転車ナビマークが設置されている道路であっても歩道を通行することができることを広く市民の皆様へ周知していただきたいと思えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 道路交通法におきましては、自転車の運転者が13歳未満の児童や70歳以上の方は歩道を通行できると規定されておりますので、その旨を市のホームページや、全国交通安全運動期間中に実施されます交通安全講習会などの機会に市民の皆様へ周知を図ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

(3)、交差点における自転車横断帯の廃止が進んでいるようですので、自転車の通行方向を明確に示すナビラインを設置するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 交差点部分における自転車横断帯につきましては、車道を走行している自転車が横断歩道に沿って自転車横断帯を走行することにより変則的な走行となることから、交通管理者である警視庁により廃止が進められております。

一方、ナビラインの設置につきましては、交差点内の自転車の進行方向を明示することにより逆走を防止する効果があると認識しております。今後は、都道の主要交差点への設置について、道路管理者及び交通管理者に要望してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今御答弁がありましたように、ぜひナビライン、まず恐らく東京都道からだと思えますけれども、やはり危険な交差点がありまして、自転車の走行もまちまちなんです。非常に危険な状況もよく見かけますので、ぜひとも積極的に要望していただいて、進めていただきたいと思えます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号3、歩車分離式信号機の交差点整備について伺います。昨年の秋ごろからことしにかけて、非常に交通量の多い大きな交差点での交通事故、また交通死亡事故が頻発しているように感じます。それに対する改善要望も市民の方々からいただいたものですから、今回質問するものでございます。

交差点における交通死亡事故を低減させるには、車両の通過と歩行者の横断が交わ

らないように、青信号のタイミングを分離している歩車分離式信号機の設置が有効であると考えます。

(1)、歩車分離式信号機のメリットについて伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 歩車分離式信号機のメリットにつきましては、自動車と歩行者の進路が交わらないように、別の時間に進行させる信号表示となることから、両者の接触事故を防止するためには有効であると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、歩車分離式信号機のデメリットについて伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 歩車分離式信号機のデメリットにつきましては、歩行者用信号のみ青となる時間があるため、自動車の待ち時間が増加し、渋滞の発生を招くおそれが懸念されることや、自動車のドライバーが、交差道路側の車両用信号機が赤になったことを見て、前方の信号が青になるという思い込みで発進する見切り発進によって、信号無視をしてしまう可能性があることなどが考えられます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、歩車分離式信号機の総合的な評価について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 歩車分離式信号機の総合的な評価につきましては、歩車分離式信号機を導入した交差点では、人身事故の発生件数が約4割減少する一方、通行車両の渋滞につながるとの報告もあり、車両や歩行者の交通量や、交差点の大きさなど、個別に判断していく必要があると多摩中央警察署より伺っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 確かに、今御答弁がありましたように、個別の交差点によって状況は違うと思うんです。私も、以前のように、例えば大丸交差点とか矢野口交差点で渋滞が続いているときに、こんな質問はできなかつたんです。「もう渋滞になっているのに何を言っているのだ」と市民の方から怒られそうで、とても質問できなかつたんですが、南武線連続立体交差事業とか、片側2車線の道路がずっと広がったことによって、ほとんど渋滞というものはなくなってきた。一部ニュータウンでの渋滞というものはあるようではございますけれども、ほとんど市内の渋滞がなくなってきたものですから、そうすると逆に飛ばして通行するという車もふえてきて、事故があったときに死亡事故になるということがふえてきたように思うものですから、今回このようなことを提案させていただきました。今、総合的な評価についても、歩車分離式信号機にかえたことによって4割交通事故が減少したといった実績もあるようではございますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それでは、現状から伺っていきます。(4)、歩車分離式信号機の設置の現状について、①、市内について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 市内につきましては、鶴川街道の稲城市役所西交差点が歩車分離式信号機となっております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 鶴川街道の稲城市役所西交差点は、私の市役所への通勤経路にありますので、歩行者と自動車が完全に分離されている信号機であることを存じ上げておまして、いつも安心して交差点を横断することができております。それでは、この交差点についての市の評価を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 稲城市役所西交差点につきましては、歩車分離式信号機となっていることから、歩行者と車両の動線が交わることがないため、歩行者の安全が確保され、人身事故の抑止につながっているものと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、本市と同じ多摩中央警察署管内である多摩市内について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 多摩市内の歩車分離式信号機の設置につきましては、大栗橋交差点、新大栗橋交差点、貝取小学校南側の交差点の3カ所がございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** もっとそうなっているのかなど、たった3カ所なんだなというのは今の御答弁で感じたのですけれども、確かに新大栗橋交差点ですか、重大事故があって、さまざま、交差点そのものの形状も変わってきているところがございますが、3カ所だけであるということで、案外少ないなという感触を持ちました。
③、警視庁管内について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 警視庁管内につきましては、多摩中央警察署に確認したところ、平成29年3月31日現在、信号機総数1万5,785カ所のうち、1,488カ所が歩車分離式信号機となっております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 割と少ないんですね。そうすると、1割もないということでございますね。

(5)、歩車分離式信号機の設置の今後の予定について伺います。①、警視庁管内について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 警視庁管内における歩車分離式信号機の設置の今後の予定につきましては、幹線道路などにおいて、事故発生状況や車両や歩行者の交通量などを鑑みて歩車分離式信号機の整備を進めていくと多摩中央警察署より伺っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 警視庁管内では今後もふえてくるのだなといった御答弁でございました。②、市内について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 市内における歩車分離式信号機の設置の今後の予定につきましては、平成28年9月に市から多摩中央警察署に対し、稲城大橋下新田交差点と向陽台保育園前の交差点の2カ所について歩車分離式信号機への変更の要望を行っており、平成29年2月に多摩中央警察署から警視庁に対して上申を行ったと伺っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今回の御答弁では、稲城大橋下新田交差点と向陽台保育園前の交差点の2カ所の歩車分離式信号機への変更を本市から要望されて、上申もされているということで、進んでいるという御答弁でございました。先週金曜日も、すぐその稲城大橋入口交差点ですか、カローラとかスターバックスがある交差点でも事故がありましたけれども、本当に最近、市内での交通事故がふえていると感じるんです。特にこの近くでの事故がふえていると感じますので、この歩車分離式信号機に変更されれば、少なくとも歩行者が巻き込まれる事故は減ってくるのかなと。車同士とか、車とバイク、あと先ほども質問した自転車との関係はまだ残るかもしれませんが、まずは一番弱い立場の歩行者を守るためにも、歩車分離式信号機、こちらを進めていただきたいと思いますのですが、今までずっと御答弁がありましたように、各交差点ごとにきちんと分析をしてということでございますので、稲城市と多摩中央警察署でよく協議していただいて、適切に進めていただきたいと思います。積極的に取り組まれることを期待しております。

項目番号4、向陽台・公園通りの稲城市保健センター前付近の交通安全対策について伺います。豎谷戸大橋交差点付近から京王稲城駅入口交差点間の向陽台・公園通りの下り坂を通過する車両による稲城市保健センター前付近における交通事故を心配する声を聞いております。

(1)、本市から多摩中央警察署への交通安全対策の要望内容について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 向陽台・公園通りの下り坂についての市から多摩中央警察署への要望内容につきましては、豎谷戸大橋を過ぎて稲城中央橋交差点までの間の3カ所の交差点において、車線の構成と指定通行区分の交通規制などの見直しについて要望しており、昨年8月から多摩中央警察署と見直し方法の協議を行っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** この道路の問題につきましては、担当されている課長さんと以前からお話をさせていただいて、実際に、では交通事故は起きているかというのは、起きていないということも確認はさせていただいたのですが、実はこの道路を通行する車両は、特に朝方が多いようなのですが、クラクションを鳴らすということが頻発しているようです。やはり、危険な状態になって、それを回避するためにクラクションを鳴らしているのだろうということなんですけれども、近所に住まわれている方とか勤務されている方々から何人もこのお声を聞いていて、危険な状況が続いていると、いつかは交通事故が起きるだろうということで御指摘があったものですから、今回このように質問させていただいております。

今御答弁がございましたけれども、3カ所の交差点の車線の構成と指定通行区分の交通規制の関係で、交差点ごとにジグザグジグザグして下っていくということが、私も頻繁にここの道路を通るものですから、非常に危ないなど、なれている人でも注意して行かないといけないというところがあるんです。それで、非常に、結構急な坂なので、スピードも出るものですから、ブレーキをかけながらジグザグ運転していくのですけれども、そういう非常に危険な道路であるということでございます。ここはよく市のほうも理解されていると思いますので、そしてこの状況を改善するために要望されて、多摩中央警察署と協議されていると考えるところでございますが、今のこのジグザグのところをどのように変えるべきだと、変えたいと要望されたのか、この3カ所の交差点における具体的な要望の内容について伺って、確認させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 豎谷戸大橋を過ぎまして稲城中央橋交差点までの3カ所の交差点を全て直進する場合には、1つ目の交差点では一番左側の車線、2つ目の交差点では左から2番目の車線、3つ目の稲城中央橋交差点では一番左側の車線を通行することとなりまして、交差点ごとに車線変更をする必要があることから、多摩中央警察署に対し、同じ車線で直進できるように、車線の見直しや進行方向を示す矢印などの交通規制の変更について要望しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** この下り坂をずっと走っていくと、私のカーナビがいっぱいしゃべるんです。坂をずっと下がっていくと、300メートル先に右折専用レーンがありまして、ちょっと行くと、今度は300メートル先に左折専用レーンがあります。その先に行くと、すぐ右折専用レーンがありまして、3回しゃべるんです。カーナビがしゃべってうるさくてしょうがないという。相当ゆっくり行っていると、全部きちんとしてくれるのですけれども、それぐらいにジグザグしている車線であって、確かに今おっしゃるように、全て真っすぐ直進で行ければ、当然、運転も安全にできるようになりますし、事故の懸念も軽減されると思いますので、ぜひとも早急に改善されることを期待しております。

(2)、稲城市保健センターバス停前へのゼブラゾーン設置による効果の認識を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** バス停へのゼブラ表示につきましては、バスの円滑な運行と利用乗降客の安全を確保するため、標示部分に他の車両が駐停車することを抑制するためのもので、通過車両の速度抑制を期待するものではございません。

○ **18番（大久保もりひさ君）** この質問は私が考えたのではなくて、市民の方の中からこのゼブラゾーンを設置すれば、視覚的にも、何かがあるということで、通過車両の速度を抑制する効果があるのではないかとということで御指摘をいただきましたので、今回質問させていただきました。御答弁では、効果は期待できないということでございました。

(3)、路面標示や注意喚起標識、視線誘導、簿層舗装等による速度制限対策について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 自動車の速度を抑制する対策としましては、注意喚起看板、カーブの視線誘導標示、カラー舗装などが効果的であると考え、設置してきております。現在は追突などの事故が発生しておりませんので、現状のまま様子を見てまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** これまでの御答弁で、そういう路面標示等ではなくて、あくまでも3つの交差点を直進できるようにするという対策によって事故が起きないように対応しますよということがわかりました。

それでは、(4)、自転車の交通安全対策について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 自転車の交通安全対策につきましては、向陽台・公園通りには普通自転車歩道通行可の交通規制がかけられていることから、歩道上に自転車の減速を促すような立て看板やポストコーンなどの設置について、多摩中央警察署と協議してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 協議するとおっしゃっているので、お願いしたいのですが、先日も私も自転車に乗って、この坂の歩道の部分を下ってみました、非常にお金のかかっている歩道だとは思いますが、ただ、アスファルトのほうが運転はしやすいとは思いますが、結構がたがただだったので、本当に急傾斜でずっとブレーキを前後ろかけっ放しでないと怖くて行けない。これはブレーキが壊れたらどうなるのだろうという心配をしながら走っていたような状況でございました。ただ、実際にそんなに自転車でおりにこられる方を頻繁に見るわけではないので、数は多くはないと思うんですけれども、今、答弁いただいたように、きちんとした速度を抑制する対策について早急にやっていただきまして、ぜひ事故がないままにこれからも済むようになればいいなと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。